

# 仕 様 書

## 1 貸付物件（詳細は別紙のとおり）

施設名称	所在地	貸付面積	設置台数
愛知県職員設楽公舎	北設楽郡設楽町清崎 字根ノ後6-12	0.812m <sup>2</sup>	1台

※設置場所は別添図面のとおり

## 2 設置機器の条件

- (1) 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。
- (2) 新旧500円硬貨及び新旧1000円紙幣が使用できること。

## 3 販売品目・価格等の条件

- (1) 設置した自動販売機の販売品目は、清涼飲料水、乳飲料など自動販売機で販売することが一般的な飲料とし、必ず缶、ペットボトルなどの密閉式の容器とすること。なお、商品の具体的な構成については、必ず事前に県と協議すること。
- (2) 設置した自動販売機では、酒類及びたばこの販売を行わないこと。
- (3) 商品の売上状況や季節などによって、販売品目を入れ替えたり、「温かいもの」「冷たいもの」のバランスを調整するなど、購入者の需要に合うように適宜対応すること。
- (4) 販売価格は、他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。なお、価格の設定に当たっては、必ず事前に県と協議すること。

## 4 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の消費期限に十分注意し、品質管理・在庫管理を厳重に行うこと。
- (2) 販売品の搬出入の時間や経路等については、県の指示に従うこと。
- (3) 自動販売機の設置日時については、県と調整の上、決定すること。
- (4) 自動販売機の設置・維持管理等に当たっては、設置場所（据付面等）を十分に確認し、転倒や配線による事故等が起きないように安全に設置するとともに、設置後は定期的に安全性の確認を行うこと。また、設置した自動販売機に起因する事故等については、設置事業者の責任において対応すること。
- (5) 自動販売機には、本体の見やすい場所に連絡先を明記し、自動販売機の故障や問い合わせについては、全て設置事業者の責任において対応すること。

5 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を、次により県に報告すること。

(1) 売上状況

場 所	販売品目	販売数（本）	売上金額（円）
愛知県職員 設楽公舎			

※販売品目ごとに集計すること。

(2) 期限

別途県が示した期限による。